番号	区分	資料	頁	意見	回答		
第8回	3 8 回意見・回答関係						
1	金融機関	資料 1	2		【地方税共同機構】 現時点で、3か月以上の期間を確保した情報提供を確約できるものではありませんが、当機構内部での仕組みづくりも含め、コード定義書の改定がある場合は、速やかに情報提供できるように努めてまいります。		
2	金融機関		項番	eL-QR未対応の金融機関が収納代理・指定代理金融機関としてeL-QR付き納付書で収納を行う場合には、当該納付書の済通を指定金融機関に持ち込むに先立ち、誤処理が発生しないよう、eL-QRをマスキング(塗りつぶし、穴あけ等)して読取りできない状況にするよう周知いただきたい。	【事務局】 指定金融機関を通じた収納における取扱いについては、指定金融機関と収納代理金融機関等と の間で個別に協議願います。		
3	金融機関	資料 1	項番		【事務局】 回答に言葉が足らず失礼しました。eL-QRに対応している金融機関が同QR付き納付書による収納を行う場合、最終的にどのチャネルで収納されるものかは窓口受付時では断定できないので、窓口受付時は一律の対応となることを想定しています。		

~じノ」 ′	B/J がいがし QN コ							
番号	区分	資料	頁	意見	回答			
地方稅	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー							
4	金融機関	資料 2	1頁	総務省様も把握されているとおり、弊行の納付書見本品の読取りテストでもCDエラーが多く発生しています。 弊行でサービス提供を予定しているスマホアプリを納税者様が利用される場合は、 CDが正当でないとQRコードの読取りでエラーとなる仕様としています。 この場合、納税者様からサービスを提供する金融機関へ「QRコードで処理できないが、どうすればよいのか」という問い合わせが多数寄せられる可能性があるため、 地方団体様に基準どおりのQRコードを納付書に印刷するよう、再度注意喚起をお願いします。	周知していきます。   			
その他	<u>b</u>							
5	金融機関	その他	_	きないことに不満を抱かれ、強い苦情となることが考えられます。	金融機関ごとに個別のご対応をお願いできればと思いますが、納税者に対し、令和4年3月の第5回「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」(資料12)や、昨年7月の「地方税共通納税システムによる収納事務取扱要領」において取り決められたものであることなど、全体方針			
6	金 機 閣	そ他の	_	は、収納代理契約のある地方団体の納付書も含め、グループ内の受付可能な特定金融機関へ取次を行うこととしている。当該取扱いにあたっての注意事項などがあれば、ご教示願いたい。	【事務局】 「取次」に関しては、指定契約のない金融機関が納付を受け付けた際に、指定契約のある金融機関等に納付書・資金を「取次ぐ」ものと承知しており、各金融機関が顧客サービスとして対応されているものであると承知しています。 その上で、特定金融機関に取り次ぐ際に想定される留意すべき事項としては次のようなものが考えられます。(あくまで例示に留まり、この限りではありませんので、ご注意ください。) <留意すべき事項(例)> ①受付金融機関(収納代理契約等はあるが、eL-QR付き納付書の収納は不可)において、既存の指定契約等にもとづき収納をしたものではなく、取次先金融機関(eL-QR付き納付書の収納可)にて収納したものとして取り扱うこと ②上記取扱いを受付金融機関において納税者に説明のうえ、理解を得ること。また、その際に取次先金融機関への取次に当たって、受付金融機関の受付日と取次先の納付書受領日に乖離が生じる場合には、当該乖離を理由に延滞金等が生じる可能性があることについて納税者に説明し、理解を得ること。 ③既存の指定契約等のある地方団体に対しても予め、当該取扱いについて周知・調整等を実施すること ④取次先金融機関において収納を行うこととなるため、地方団体からの照会等は取次先金融機関に対して行われることが想定される一方、納税者から納付書を受け付けた金融機関に対して行われることが想定される一方、納税者から納付書を受け付けた金融機関に対して行われることが想定される一方、納税者から納付書を受け付けた金融機関とは異なるため、当該照会に係る取扱いについて、関係者で周知・調整等を実施すること			

番号	区分	資料	頁	意見	回答
7	金機関	そ他		金融機関窓口で、地方税統一QRコードを利用して収納を行った納付書(以下、QR納付書)の納入済通知書および原符の取扱いについては、「地方税統一QRコードの活用に係る検討会 中間取りまとめ」の「(1)QRコード活用金融機関窓口納付における納入済通知書等の取扱い(考え方)」において次の記述がある。  ・金融機関は、(中略)納入済通知書記載事項(領収日付を含む。)の情報(※1)を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。 ※1(前略)最低限、一括伝送データに含まれる内容に係る情報については保管すること。保管のフォーマットや形式は問わない。 ・電磁的記録により保管する場合であっても、金融機関は、地方団体からの照会に備え、一括伝送データ送信後数日間程度(中略)は、納入済通知書(※3)本体又はイメージデータの保管が必要。 ※3納入済通知書及び原符本体の双方を保管する必要性はないことから、納入済通知書を保管するルールとする。  他方、本記述にかかわらず、指定金融機関取引先の地方公共団体から、指定金融機関等の検査(地方自治法施行令第168条の4第1項)または監査(地方自治法第235条の2第2項)のための証拠書類として、QR納付書の納入済通知書および原符本体の保管を求められて困っている。 QR納付書は地方自治法上の指定金融機関等の検査または監査の対象ではないこと、およびQR納付書の納入済通知書および原符は書類本体の保管が必須とされるものでないことを確認したい。	【事務局】 eLTAXを活用した収納に使用したeL-QR付き納付書については、特定金融機関の収納事務に係るものとなるため、地方自治法上の指定金融機関等の検査または監査の対象にはなりません。本件に関連して、第4回検討会への意見・回答の項番2も合わせてご参照ください。〈参考〉第4回検討会への意見・回答_項番2意見:「eLTAX経由で収納した窓口収納分の納入済通知書は、会計管理者による指定金融機関等の検査または監査(地方自治法施行令第168条の4第1項)の対象となるか。」回答:「各地方団体が地方税共同機構に収納事務を行わせ、地方税共同機構がその事務の一部を金融機関に委託する仕組みを活用することから、各地方団体は地方税共同機構に、地方税共同機構は金融機関に事務の適正な執行を求めることになる。」なお、eLTAXを活用した収納に使用したeL-QR付き納付書の保管については、昨年7月の「地方税共通納税システムによる収納事務取扱要領」に記載されている通り、「収納受託金融機関は、納入済通知書記載事項(領収日付を含む。)の情報を7年間保管する。この場合に、納入
8	金融機関		_	令和4年1月の「地方税統一QRコードの活用に係る検討会 中間取りまとめ」 (P4)において、「地方団体において、金融機関から伝送されるデータから課税案件の特定が困難な場合(一定期間経過後の納付書等を想定)には、地方団体は金融機関に対し、速やかに問合せを行う。」とされているが、昨年7月の「地方税共通納税システムによる収納事務取扱要領」においては、「地方団体において納付案件を特定できず消込処理が行えない事象が発生した場合においては、地方団体は共同機構へ連絡する。共同機構は、対象の案件を特定した上で原因の切り分け等を行い、必要に応じて地方団体又は収納受託金融機関に連絡し、事象の解消を図る。」とされている。いずれも消込に係る案件特定の対応ということもあり、どちらかに対応を統一してもよいと考えるがいかがか。	【事務局】 今回の検討会資料3の通り修正しています。地方団体で消込案件を特定できない時の連絡体制は、原則、地方団体が地方税共同機構を通じて金融機関に対して行うこととします。